

6. 関係者の意見等

6.1 関係地方公共団体からなる検討の場

(1) 実施状況

サンルダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を設置し、平成 24 年 7 月 31 日までに検討の場を 5 回開催した。

第 1 回検討の場において確認された検討の場の規約を P6-14～P6-15 に示す。また、表 6.1.1 はそれぞれこれまでの検討の場の開催状況を示す。

(2) 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

平成 22 年 12 月 24 日に開催した第 1 回検討の場から平成 24 年 7 月 31 日に開催された第 5 回検討の場において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

1) 第 1 回 検討の場

〔北海道〕 田中土木局長（代理）

- ・北海道も厚幌ダムについて検証を進めているところである。サンルダムについても、抜本的な治水対策、水の利用としてダムに対する思いを皆様から伺ったところ。一方、ダム事業については様々なご意見があると理解している。天塩川河口から上流まで、この事業に関わる方々のご意見を広く伺って、対応方針をできるだけ速やかに決定していただきたい。

〔士別市〕 牧野市長

- ・流域市町村が議会でも意見書を可決し、凍結解除を何度も国に対して要請している。いつまでの終結を目標に検討を進めていくのか、しっかり決めて私たちと協議していただきたい。
- ・士別市は天塩川の源流域にあたる。岩尾内ダムが昭和 46 年に竣工し、地域に多大な貢献をもたらしている。（サンルダム建設は）地域の意志として早期にやっていただきたい。

〔名寄市〕 加藤市長

- ・ダム事業が遅延されると言うことで、我々利水参加者はその都度事業計画の大幅な見直しを余儀なくされている。特に事業の遅延による様々な費用負担の増大を大きく懸念しているところ。
- ・度重なる洪水被害が発生しており、未だにこの地域ではこうした不安は解消されておらず、サンルダムの目的は少しも薄れていない。
- ・風連地区、陸上自衛隊名寄駐屯地の給水統合事業をはじめ水道未普及

地域解消等のダムに関わる事業を抱えており、この事業の停滞はまちづくりに大きく影響している。

〔和寒町〕 伊藤町長

- ・各首長からサンルダムのこれまでの経緯や今後の推進策について意見が述べられており、私も同意見。
- ・この場でこういう要望が地方から出ているということ、是非、政府や民主党に伝えていただきたい。国民の声というものをしっかり聞いてほしい。

〔剣淵町〕 佐々木町長

- ・西岡ダムができて地元は本当に安堵している。今年の集中豪雨にも効果を発揮した。一日も早くサンルダムの完成を望む。

〔下川町〕 安齋町長

- ・流域住民の意見を最優先すべき。
- ・サンルダムについては、20回にわたり天塩川流域委員会で十二分に議論されている。議論とか、検討とか既になされていることの繰り返しであり、この検討の場の議論を短時間に終結をしていただいて、1日も早い本体着工を願いたい。
- ・河川環境を考えたときにダムの優位性というのは非常に重要ではないか。3年前か4年前、渇水によって川の魚に影響があった。環境問題等を考え、水を一定量流してもらおう。ダムによる安定的な水の確保を考えていただきたい。
- ・サンルダムについては既に民地買収は全て完了しており、この地に住んでいた多くの方々がダムに協力し先祖代々の土地を離れ、そのダムの完成を願っている。
- ・天塩川流域治水促進期成会に加盟する全市町村が凍結解除を求める議会決議をしており、関係する団体も、この着工についてのご理解をいただいている。今は何ら障害もない。一日も早く結論を出し、本体着工していただきたい。

〔美深町〕 山口町長

- ・山は天然林等が少なくなってきたため保水力が非常にないため、昨年のようなあの程度の雨でも災害が起きる。堤防整備等進めてますが、サンルダムが早期に工事開始できるよう検討作業を速やかに進めてほしい。

〔音威子府村〕 千見寺村長

- ・サンルダムが計画されてから長い年月が過ぎ、進捗率も52%と半分以

上になっており、本体工事の着工を多くの皆さんが望んでいる。ダム事業と河川改修を両方進行させ、災害とにならないよう進めていただきたい。

〔中川町〕 亀井町長

- ・治水対策の本質論としては、流域住民の生命・財産を守ることだと考えている。
- ・我々地方公共団体では、各地方議会においてサンルダムの早期着工の意見書が議決されている。いたずらに議論のための議論を重ねるといふのは、国家的な損失だと思っており、住民の方に説明しがたい。
- ・すでに農地開発され人が住んでいるところにおいて人類の英知をつかって生命財産を守る治水対策を議論していくことになる。サンルダムであれば3年で効果が期待されるが、10年、20年かかる案を提案されても議論にならない。

〔天塩町〕 浅田町長

- ・できれば1～2回で結論を出して欲しい。

〔豊富町〕 工藤町長

- ・サンルダムは水害に苦しみおびえて暮らしてきた住民の悲願であり、達成のために多くの議論や犠牲を払ってきた背景がある。ダム建設に向けてスタートし着工までに投資してきた額も少なくない。

2) 第2回 検討の場

〔北海道〕 片沼政策調整担当課長（代理）

- ・天塩川の治水・利水対策は喫緊の課題と感じた。できるだけ早く進めて結論を出していただきたい。
- ・北海道に対し、今回の検証にあたっていろいろな方から様々な意見を頂いているところ。対応方針決定にあたっては、そうした方々のご意見を広く聞いた上で行って頂きたい。

〔士別市〕 牧野市長

- ・検証することが遅延すると年間3億円の経費がかさむとのことだが、これは膨大な金額である。急いで検証作業を進めるべき。
- ・岩尾内ダムをかさ上げして導水によって名寄川へ持っていくということだが、どのくらいのコストがかかるのか。また、住民の理解が得られるのか。

〔名寄市〕 加藤市長

- ・物理的に不可能なもの、あるいは効果が見込めないだろうというような検討ばかりという感想。風連地区の水道計画は地域住民からの切なる願いであり、早急に検討して結論を見出していただきたい。
- ・この震災で、これまでの国の政策を見直さなければならないのではないか。今後、北海道の果たす役割として、水の豊富な大地であるし、エネルギー拠点、食料供給基地として重要性が更に高まるだろうと思う。農業政策を含めたエネルギー政策、全てを満たしていくのはダムしかなく、サンルダムの重要性が全国的に見ても高まっているのではないか。
- ・自然災害がいつ起こるともわからない中で先延ばしになっていくと、コストだけでなく、人命も懸念される。

〔和寒町〕 伊藤町長

- ・今回の大震災では、とにかく水と食料を何とかして欲しいという声が圧倒的に多い。水道水の確保について名寄市、下川町が計画を持っているのだから、これを確保していくことが必要ではないか。
- ・水の確保による安全・安心が市政あるいは町政にとってプラスになると感じており、水道水の確保について住民の不安を長引かせることのないよう、早急にサンルダム建設に着手することが必要ではないか。

〔下川町〕 安齋町長

- ・全体事業費528億円の内、既に274億円を実施されており、誰が見て

も本体工事を速やかに進めるのが、ごく当たり前のこと。工事が遅れることによって年間約3億円近くの経費がかかる。用地取得は全て終わっており、速やかに本体着工すべき。

- ・実際に実現できないものが多く含まれている。評価される事は致し方ないが、長々やるのは時間のロスである。
- ・ダム事業は5年で完成する予定とのことだが、検討する代替案の実現性、確実性、対策がとられるまでの期間は重要な要素。
- ・遊水地では、地権者との交渉にかかる時間、そういった間に水害にあった場合の責任は誰が取るのか。
- ・遊水地は、サンルダムの多目的ダムとしての4つの目的のうち3つを捨ててしまうことになる。我々が望んでいる4つの目的、治水、利水、河川環境、発電を組み合わせる中で、検討していただきたい。
- ・平成19年、渇水が大変心配された。今年もこのような雪の状況で、渇水になるのではないか。逆に、ある時は大雨になる。この繰り返しを心配している。
- ・水利権の振替えや調整によって水が増えるわけではない。春先にたくさん水が流れているのだから、それをしっかり蓄え下流に流す。そういった中での水利権を検討すべき。
- ・ダムによってしっかり水を蓄え、それを流域に流す。その水を最大限に有効活用して発電もできる。今回の原発事故を見ると、水力発電は大変重要なものだと思う。

〔美深町〕 山口町長

- ・予断を持たずというのは分かるが、代案、対案にいつまでも時間をかけず、半分以上工事が完了しているので、一刻も早く工事に向かっていけるような段取りを付けてもらいたい。

〔中川町〕 亀井町長

- ・治水というのは流域における人命・財産を守るというのが第一だと認識している。畑や草地が水に浸かっても構わないという観点での議論では本来の治水としてのあるべき議論と違ってくる。
- ・水害保険等では、水が浸いたところはお金で解決すれば何とかかなるというような議論では、何のための治水対策かというベースが違う。農地を復旧するのはとても大変で、水が浸いたら乾かせば何とかかなるということとは全然違う。
- ・原発事故により水力発電に対する注目、需要が高まってくるのではないかな。
- ・賢い議論をお願いしたい。実現性のない案まで議論しなければならないのか。

- ・サンルダムの工期、残事業費は 250 億円、完成は平成 28 年と見えている。250 億円以内、平成 28 年度以内に発言効果がある代替案があれば議論すべきだが、それ以外はオミット出来るのではないか。

〔天塩町〕 田村副町長(代理)

- ・昨年 8 月に豪雨災害があり、4 日間ほど断水した。下水、水道のありがたさを改めて感じたところ。
- ・漁業者も十分理解をされているので、早めに検証して早めに着工していただきたい。

〔豊富町〕 (欠席：意見を記載した文書を代読)

- ・自然災害に対しては、想定以上の外力に効果があるか、どのように対応すべきか十分考え、対応策を考えるべき。

3) 第3回 検討の場

〔北海道〕 片沼政策調整担当課長(代理)

- ・天塩川における治水・利水対策は、それぞれの市町村にとって喫緊の課題であるということを改めて認識した。一刻も早く結論を出し、治水・利水対策に取り組んでいただきたい。

〔土別市〕 大崎企画振興室長(代理)

- ・色々な対策、代替案を検討している中で、一番現実的なのが今のサンルダムの建設でなかろうかと市長も考えている。

〔名寄市〕 加藤市長

- ・名寄市では水田の土地改良事業を実施しているが、その計画が進んでいる農地部分で遊水地案、引堤案が示されている。到底地域の合意形成が得られるものではない。
- ・ダム有効活用+利水容量の買い上げ案があるが、渇水時期にいくら水利権のやりとりをしても、全く意味がない。また、費用の面などでもサンルダムを代替する案にはならないのではないかと。
- ・名寄市ではダムに係わる水道事業の計画を持っているが、このような状況の中で現在も事業を凍結している。この遅延にかかる地域の住民の安心・安全な生活、さらには産業の基盤を、計画が遅れるもしくは実施できなくなった場合に、どう担保していただけるのか。
- ・昨年、名寄市は雨による大きな災害を各地で受けた。日本列島の状況を見ても、ゲリラ豪雨はやはり続くのかと戦々恐々としており、遅れれば遅れるほど命の危険も含めた見えないコストがかかってくるのは目に見えている。資料を出していただいて、ダムの優位性が浮き彫りになってきている。日本で一番早く結論が出るような、早急な決断、検討を強く要望する。

〔剣淵町〕 佐々木町長

- ・検証のプロセスを経るために大変な労力を費やしていることについて高く評価する。しかし、今回提示された対策案はいずれも現実的には難しいのではないかと。プロセスを経ながらもしっかりと対策案を絞って最終的な結論を示すべき。

〔下川町〕 安斎町長

- ・抽出案のいずれも事業費がダムを大幅に上回っている。
- ・遊水地等は地域産業に大きな影響を与える。農地を大量に犠牲にしなければならなく、一回水をかぶってしまうと最低3~5年は農地として

利用できない。

- ・河道掘削は大きな環境等への影響があるのではないか。
- ・新たな用地補償等が生じれば、相当な時間がかかるのではないか。その場合、流域の者はいつまで水に対する恐れを抱かなくてはならないのか。もっと絞り込んで議論すべき。
- ・評価軸はコストが大前提だと認識をしており、そういった中で説明されたものを評価すると、ダム事業がやはり最優先されるべき。
- ・水がある場合に水利権が議論されるべきであって、水があるかないか分からないのに水利権を検討することはいかなるものか。
- ・地下水の利用について、汲み上げてどんどん使用するというのは、環境問題、災害の多い時代に理にかなっていないのではないか。大都市付近では工業用水として沢山地下水を汲み上げたことにより、大きな弊害になっていると聞いている。
- ・パブリックコメントでは、関係住民とそれ以外の方とはっきり区分するような形で整理していただきたい。

〔音威子府村〕 佐近村長

- ・パブリックコメントで意見を求めることも結構だが、現段階においてかなり絞り込まれ比較も十分出来ており、意見をまとめる段階にきているのではないか。

〔中川町〕 川口町長

- ・東日本大震災を見ると、自然災害に対してもっと厳しく認識を高めていく必要がある。もっとスピード感を持って住民の安心と安全を確保していくということが求められている。
- ・ダムそして河道の掘削というのが最も合理的で、しかも環境にも配慮されていると感じた。

〔豊富町〕 工藤町長

- ・治水・利水・発電を含め、どれをとっても分離案というのは、非常にイニシャルコスト、ランニングコストがかかる。一方、ダムであれば治水・利水・発電等の一元的管理が可能であり、管理を簡潔に効率的に行うことができる。このことを考えると、分離案は非現実的である。

4) 第4回 検討の場

〔北海道〕 片沼政策調整担当課長（代理）

- ・近年、災害が全国または全道あちこちで発生している。天塩川流域に住んでおられる方々の、安全安心を確保するという為にも、検証作業を一刻も早く終えて頂いて国としての対応方針を決定して頂き、治水対策に取り組んで頂きたい。
- ・関係住民や学識経験者などからの意見聴取、又は、パブリックコメント等を今後も行っていくというふうに認識しておりますが、これらを通じた中で幅広い方々からのご意見をお聞きし、住民の皆さんが抱えておられる不安等をできるだけ払拭して頂きたい。
- ・直轄負担金を支払う立場と致しましては、その検証の結論はともかくといたしまして、事業費について更なるコスト削減に取り組んで頂きたい。

〔士別市〕 牧野市長

- ・昨年の3月11日、福島第1原発事故の時点から原子力発電に対する安全神話は崩壊し、新しいエネルギー政策、再生可能なエネルギーというものが重視されている。そう考えれば北海道の持っている水資源というエネルギーは極めて可能性が高い。
- ・ほくでんエコエナジーがサンルダムの発電計画を持っている。下川町が環境モデル都市に既に指定されているので、できるならば水力発電をこの機会にしっかりつくり上げていくということは極めて必要ではないのか。
- ・水資源の活用は極めて重要なので、せつかくダムが完成するとなれば発電計画も組み入れていくことが、昨年の大震災を経験をして北海道から提言をすべきでないかと思う。

〔名寄市〕 加藤市長

- ・戦後、何回かにわたって、名寄川の氾濫によって大変痛ましい事故も起きており、地域の治水に対する要望も本当に強いものがあることを改めて強調しておきたい。
- ・平成24年度から名寄市も中期水道事業をスタートします。名寄市の2期水道拡張計画もこの中に組み込まれていて、サンルダムを想定した事業が入っている中で本当に深刻な影響が出かねない。後ろに延びれば延びるほど見える負担、見えない住民の負担が増えていくということであり、是非とも早期の凍結解除を望む。
- ・世界的に水不足が叫ばれ、水利権を獲得すべく海外資本が日本に参入してきている現状で、水をどう確保していくのかということは、国の

戦略として非常に大事な大きなテーマ。ダム事業というのは、これから地域振興、また国の振興を考えたときに大きな重要な事業になっていく。

- ・一刻も早いダム着工が市民も含めて地域あげての願いであり、是非とも改めて早期着工、凍結解除を申し上げておきたい。

〔和寒町〕 伊藤町長

- ・サンルダムの建設再開について、各市町の首長の意見と同様に思っておりますけれども、自然や環境、あるいは生態系について、最大限の配慮をして頂きたい。
- ・是非、名寄市と下川町、地域住民の皆様を巻き込んで民主党あるいは政府そして国土交通省に対するアピールをして頂けるよう行動を起こされたらどうなのか。私共も、微力ではありますがありますけれども、そういった行動、活動に対して協力をしていきたい。

〔剣淵町〕 佐々木町長

- ・コスト面から、やはりダム建設が一番有利というのがはっきり現れていると感じた。
- ・剣淵は観光に力を入れており、上川北部の観光地を結ぶということが大切だという意見もある。下川のサンルダムは場所的にもすばらしい地理的な位置を示し、規模もすばらしいダムになるだろうと想定され、観光の面でも高く評価できると思う。

〔下川町〕 安齋町長

- ・パブリックコメントにはダム案に対する他の対案等もなく、ダムの必要性とか重要性を皆さんが主張していることだと認識した。パブリックコメントは流域住民の声だと改めてしっかり受け止めていただいて、事業の推進にお力をいただきたい。
- ・説明を聞かさせていただき、本当にダムに代わる新たな施策は考えられないことだと改めて私は認識をした。これら調査、検討をもとに一日も早く本体着工という方向に決定されるように思う。
- ・平成15年から天塩川流域委員会によって議論は尽くされて、いよいよ本体着工に諸手を上げて喜んだ時に政権交代となって、大変遺憾に思うと同時に不信感を募らせているところ。検討の場が開催されて、再び従前と同じような議論がされている。今日の説明を聞きますと、後は議論のするところはないのではないのか。後は本体着工に向けて走るだけでないか。住民の方々は、本当に切に望んでいる。

〔美深町〕 山口町長

- ・ 検討の場はそろそろ終わりにしてもらって、何とか早急に着工に向けて開発当局も努力をして欲しい。それに向けてやることがあれば、我々は動きたい。
- ・ 今日の検証の中で、我が町のところで貯水池の検討等々があり、どんな書き方になるかと関心を持っておりましたが、地域、更には地権者等々、同意を得られないという結論が出てたようであり、そのとおりでと思う。
- ・ 一刻も早く本体工事に向けて動き出せるようになって欲しい、それが我々地域の願いであります。

〔中川町〕 川口町長

- ・ 3. 1 1の大震災、又は、紀伊半島を中心とした台風に伴う豪雨災害等々、中川町の住民におきましても大災害に対する意識、不安というものは極めて高まっている。
- ・ 多くの評価軸の説明で、時間的にも経済的にも、最もダムと河道掘削による方法が有効で合理性があると受け取った。ただ、環境に対する影響については、更なる検証も必要なのかと考えた。
- ・ いずれにしても、サンルダムの早期の着工に向けてスピード感のある判断というものを求めていくべきだと感じた。

〔天塩町〕 (欠席：意見を記載した文書を代読)

- ・ 天塩町の場合、サンルダム建設事業については、漁業者との関係から、何回か話し合いをして、十分理解をされており、議会等でも議決をしていますので、早めに検証して早く着工して頂きたい。

5) 第 5 回 検討の場

第 5 回検討の場終了後に記載

表 6.1.1 検討の場の開催状況

開催日	議事
第 1 回検討の場 平成 22 年 12 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規約について ・ 今後の検討の進め方について ・ 流域の概要について
第 2 回検討の場 平成 23 年 3 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダム事業等の点検について（事業費、工期、堆砂量） ・ 複数の治水対策案の立案について ・ 新規利水の観点からの検討について ・ 流水の正常な機能の維持の観点からの検討について
第 3 回検討の場 平成 23 年 6 月 8 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の治水対策案の立案及び概略評価について ・ 複数の利水対策案（新規利水及び流水の正常な機能の維持）の立案及び概略検討について ・ パブリックコメントの実施について
第 4 回検討の場 平成 24 年 2 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ ダム事業等の点検について ・ パブリックコメント等で頂いたご意見に対する検討主体の考え方について ・ パブリックコメント等を踏まえた治水対策案 及び利水対策案の立案及び概略評価について ・ 治水対策案及び利水対策案の評価軸ごとの評価について
第 5 回検討の場 平成 24 年 7 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ サンプルダム建設事業の目的別の総合評価（案）及びサンプルダム建設事業の総合評価（案） ・ 意見聴取の進め方について

サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場規約

(名称)

第1条 本会は、「サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(以下「検討の場」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、検討主体によるサンルダム建設事業の検証に係る検討を進めるに当たり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下「再評価実施要領細目」という。)に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的とする。

(検討主体)

第3条 検討主体とは、国土交通省北海道開発局をいう。検討主体は、再評価実施要領細目に基づき、サンルダム建設事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階でのパブリックコメントの実施、学識経験を有する者・関係住民・関係地方公共団体の長・関係利水者からの意見聴取等を行い、対応方針の原案を作成する。

(検討の場)

第4条 検討の場は、別紙で構成される。

- 2 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 3 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。
- 4 構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。

(情報公開)

第5条 検討の場は、原則として公開する。

- 2 検討の場は傍聴することができる。なお、傍聴者は意見を述べることはできない。
- 3 検討の場に提出した資料は、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料は、検討の場の構成員の過半数の了解を得て非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 検討の場の事務局は、国土交通省北海道開発局建設部、旭川開発建設部及び留萌開発建設部に置く。

- 2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第7条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則) この規約は、平成22年12月24日から施行する。

(別表)サンルダム「検討の場」の構成

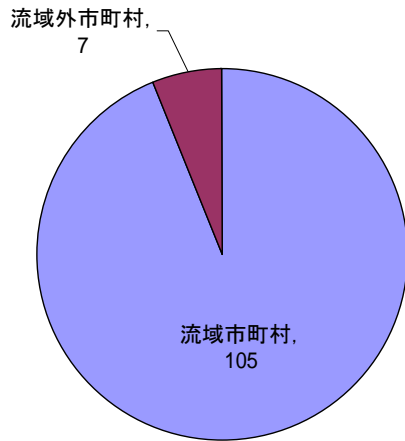
区 分	職 名
構成員	北海道知事
	士別市長
	名寄市長
	和寒町長
	剣淵町長
	下川町長
	美深町長
	音威子府村長
	中川町長
	天塩町長
	幌延町長
	豊富町長
検討主体	北海道開発局長

注) 代理出席を認めるものとする。

6.2 パブリックコメント

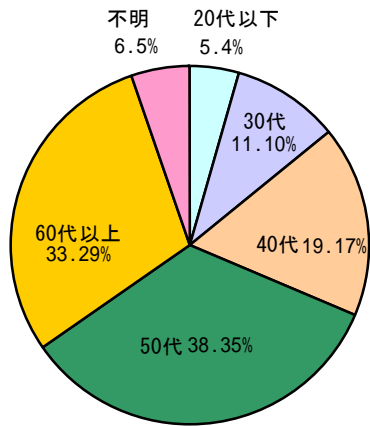
サンルダム建設事業の検証においては、関係地方公共団体からなる検討の場における検討を踏まえ、検証要領細目に示されている主要な段階である、複数の治水対策案、利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案の立案を行った段階でパブリックコメントを行い、広く意見の募集を行った。意見募集の概要及び意見募集結果は以下のとおりである。

- 1)意見募集対象 :「第3回検討の場で立案した複数の対策案以外の具体的対策案のご提案」及び「第3回検討の場で示した複数の対策案に係る概略検討及び抽出に対するご意見」
- 2)募集期間 :平成23年6月10日(金)～平成23年7月11日(月)
- 3)意見の提出方法 : 郵送、FAX、電子メール
- 4)資料の閲覧方法 : 北海道開発局「サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」ホームページ掲載
閲覧場所 : 北海道開発局旭川開発建設部 治水課
旭川開発建設部 名寄河川事務所
旭川開発建設部 サンルダム建設事業所
留萌開発建設部 治水課
留萌開発建設部 幌延河川事業所
- 5)意見提出者 : 112(個人109、組織3)のご意見を頂いた。
意見提出者の流域内市町別、年代別、性別の割合を以下に示す。
- 6)パブリックコメントに寄せられたご意見 :
パブリックコメントに寄せられたご意見については、これらのご意見に対する検討主体の考え方を整理し、サンルダム検証の参考とした。



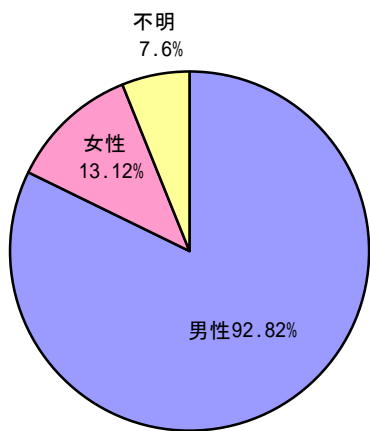
	意見数
流域市町村	105
流域外市町村	7
計	112

※流域外市町村 7名
 札幌市1名 旭川市3名 帯広市1名
 東川町1名 不明1名



年代別意見数

	意見数
20代以下	5
30代	11
40代	19
50代	38
60代以上	33
不明	6
計	112



性別意見数

	意見数
男性	92
女性	13
不明	7
計	112

図 6.2.1 意見提出者の属性

表 6.2.1 寄せられたご意見と検討主体の考え方

パブリックコメント 意見募集期間【H23.6.10～H23.7.11】

No.1

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【具体的な治水対策案の立案について】		
該当無し		
【複数の治水対策案に係る概略検討及び抽出に対するご意見】		
治 01	<p>河川整備計画における名寄川の目標流量について</p> <ul style="list-style-type: none"> ダム建設の予定のない天塩川本流名寄大橋の目標流量は実績最大値の1.06倍なのに対して、サンルダムを建設する名寄川真勲別の目標流量は実績最大値の1.35倍になっており、恣意的に決められたと推測している。名寄川真勲別の目標流量は実績最大値の1200m³/sでよいと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 天塩川水系河川整備計画における名寄川等の目標流量は、河川法施行令第十条の規定に基づき、過去の主要な洪水の状況に加え、当該地域の開発の状況を総合的に考慮して設定しています。 具体的には、天塩川本川の營平基準点の目標流量を、戦後最大規模の昭和56年8月降雨により発生する洪水流量から4,400m³/sと設定しています。また、營平基準点の流量が同じ4,400m³/sでも、流域での雨の降り方によって天塩川本川上流部や名寄川等の支川の流量は異なることから、過去の主要な洪水における降雨パターンを比較し、洪水被害が最も大きくなる降雨パターンである昭和48年8月型を採用して、名寄川真勲別地点の目標流量を1,500m³/sとしています。 上記の内容の詳細については、第14回天塩川流域委員会(平成18年5月30日開催)において示しており、同委員会の配付資料は北海道開発局旭川開発建設部のホームページに掲載しています。また、同資料について、「第4回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 参考資料3」にも示しています。 <p>(参考) 第14回天塩川流域委員会資料 天塩川の河川整備に関して寄せられたご意見について(P.2～P.5) http://www.as.hkd.mlit.go.jp/teshio_kai/teshio/iken_kihont.html</p>

表 6.2.2 寄せられたご意見と検討主体の考え方

パブリックコメント 意見募集期間【H23.6.10～H23.7.11】

No.2

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治 02	<p>サナルダムの治水効果について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サナルダムの効果は下流にいくほど見られなくなるはずだが、中川町付近までの80km近くの間、水位低減効果が約40cm(音威子府付近で特異的に70cm)を維持しているのは考えられない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サナルダムによる水位低減効果については、学識経験者から意見を聴く第14回天塩川流域委員会(平成18年5月30日開催)にて「天塩川の河川整備計画に関して寄せられた意見について」として北海道開発局の基本的な考え方を示しています。サナルダムは縦断的に水位低減効果を発揮することを計算で確認しているところですが、上流から下流に向け水位低減効果は小さくなる傾向の中で、音威子府付近は下流が狭窄部であるため水位低減効果が大きくなっていきます。 ・なお、第14回天塩川流域委員会の配付資料は、北海道開発局旭川開発建設部のホームページに掲載しています。また、同資料について、「第4回サナルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 参考資料3」にも示しています。 (参考)第14回天塩川流域委員会資料 天塩川の河川整備に関して寄せられたご意見について(P.10～P.13) http://www.as.hkd.mlit.go.jp/teshio_kai/teshio/iken_kihont.html
治 03	<p>「サナルダムを含む治水対策案」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サナルダム建設は河川環境に重大な影響を及ぼし、極めて重要なサクラマス資源に壊滅的な影響を与える。 ・関係者、関係機関との調整も進んでおり、地元要望も高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)3)実現性(略)7)環境への影響」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・サナルダム建設によるサクラマスへの影響については「サクラマス等、魚類の遡上・降下への影響が懸念されることから、魚道の設置等の保全措置を講ずる必要がある」と考えており、このことについて評価軸「環境への影響」の「生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」において評価しています。 ・サナルダムの関係者等との調整の状況については、評価軸「実現性」において評価しています。 ・上記の内容については、「第4回サナルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料5-1」に示しています。

表 6.2.3 寄せられたご意見と検討主体の考え方

パブリックコメント 意見募集期間【H23.6.10～H23.7.11】

No.3

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治 04 等	<p>概略評価により棄却した「サナルダムを含まない治水対策案」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堤防のかさ上げについては、橋の架け替えなどがあり、工事にかかなりの年数がかかり、工事費も高くなると思われるので現実的とは思えない。 ・放水路については、工事期間や費用の面から現実的な代替案とは考えられない。 ・岩尾内ダムの利水容量を買い上げることを含んだ案は、極めて非現実的かつ地域の実情を理解していないものであり、到底認めることはできない。 ・水田への貯留は営農に及ぼす影響が大きいく代替案としては、不適当だと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討することとする。」「治水対策案が多い場合には、(略)概略評価を行うことにより、2～5案程度の治水対策案を抽出する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・「サナルダムを含まない治水対策案」については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示された26の方策を適用性などを考慮して組み合わせて15の案を立案しており、これらの方策のうち、「堤防のかさ上げ」、「放水路」、「岩尾内ダムの利水容量買い上げ」または「水田等の保全(機能向上)」を含む治水対策案については、コストまたは実現性の観点から全て棄却しています。 ・上記の内容については、「第4回サナルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料 4-1」に示しています。

表 6.2.4 寄せられたご意見と検討主体の考え方

No.4

パブリックコメント 意見募集期間【H23.6.10～H23.7.11】

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治 05	<p>概略評価により抽出した「サナルダムを含まない治水対策案」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「遊水地」や「引堤」案は、地元関係者への負担が大きく首長以下地権者も反対している。 ・引堤や遊水地の整備については農地がつぶれ地域への経済的な影響が大きすぎる。 ・雨水を貯留するような方法は、実施する際の不確実な要素が多く、代替案としては不適當と思われる。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。(略)3)実現性(略)4)持続性(略)6)地域社会への影響」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・なお、「引堤」や「遊水地」の整備に必要な土地所有者等の協力の見直し及び農地への影響については、評価軸「実現性」の「土地所有者等の協力の見直しはどうか」及び評価軸「地域社会への影響」の「事業地及びその周辺への影響はどの程度か」において評価しています。 ・また、「雨水貯留施設」を整備して効果を継続するために必要な施設管理者との調整については、評価軸「実現性」の「土地所有者等の協力の見直しはどうか」及び評価軸「持続性」において評価しています。 ・上記の内容については、「第4回サナルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料 5-1」に示しています。
治 06	<p>治水対策案の評価について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天塩川流域で生活する人々や産業、文化、自然環境を第1に考えながらスピード感ある施策を実行すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広い治水対策案を検討することとする。」「立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～7)で示すような評価軸で評価する。」と規定されています。 ・これに基づきサナルダム事業の検証に係る検討においても、予断無く幅広い方策を組み合わせて治水対策を立案した上で、地域社会への影響、環境への影響を含む7つの評価軸で評価を行っており、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。 ・また、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、実際の施工にあたっては、工期短縮に対して最大限の努力をすることとしています。

表 6.2.5 寄せられたご意見と検討主体の考え方

パブリックコメント 意見募集期間【H23.6.10～H23.7.11】

No.5

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治 07	<p>河道の掘削について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ダム＋河道改修」では河道改修で、「河道掘削」では河道掘削として理由は何か。両方とも河道掘削でよいのではないか。 ・「ダム＋河道改修案」(A案)と「河道掘削案」(B案)の掘削区間から判断して、B案の掘削量が天塩川でA案の1.5倍、名寄川でA案の2倍以上になるとは到底思えない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料2」において、治水対策案の「ダム＋河道改修」(以下、本欄において「ダム案」という。)の「河道改修」は、河道の掘削、河道内樹木の伐採、堤防の整備等を総称して「河道改修」と表記しています。一方、同資料において、治水対策案の「河道掘削」(以下、本欄において「河道掘削案」という。)の「河道掘削」は、上記の「河道改修」に加えてサンルダムの代替として実施する主な方策として「河道掘削」と表記しています。 ・ご意見を踏まえ、上記のことを明確にするため、「第4回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料4-1」において、各治水対策案に含まれる方策について再度整理して示すとともに、各治水対策案の記載方法を一部修正しています。 ・また、第3回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場で提示した掘削区間及び掘削土量については、河川整備計画で想定している目標と同程度の安全度が確保できるよう掘削区間と掘削断面を設定し、算出しています。同じ掘削箇所と断面で比較すると、ダム案よりも河道掘削案の方が河道を流れる流量が大きいため、河道掘削案の方が河道の掘削量が多くなっております。そのため、ダム案と河道掘削案を比較した場合、河道の掘削区間の延長の比よりも、掘削量の比の方が大きくなっております。
治 08	<p>関係地方公共団体からなる検討の場の構成員のご意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検討の場において、サンルダムの効果が小さい自治体の首長が治水のためにサンルダムが必要と訴えている一方で、治水効果が期待出来る自治体の首長はもっぱら水道水のことを強調しており、地元の要望でダムを作るという根拠は失われていると思われているが、開発局の認識を聞きたい。 ・サンルダムは、下流で生活されている名寄市をはじめとする天塩川流域の11自治体がダム凍結早期解除を望んでいるところである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検証に係る検討に当たっては、(際)「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。」と規定されており、これに基づき「サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を設置して検討を行っています。 ・検討主体である北海道開発局としては、引き続き、「サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」において検討内容の認識を深めつつ、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、予断を持たずに検討を行うて参ります。

表 6.2.6 寄せられたご意見と検討主体の考え方

パブリックコメント 意見募集期間【H23.6.10～H23.7.11】

No.6

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
治 09	<p>サンルダムの費否に関するご意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名寄川の不十分な堤防の強化と、河道掘削の治水対策でよいと考える。ダムなし・河道掘削案を望む。 ・サンルダム建設の早期実現を強く求める。 ・ダム本体工事のみが残されている状態で、工事を白紙に戻すということは考えられない。 ・今まで何年もかけて議論し、折角まとめた計画をこれ以上先延ばしにしないで、現在の計画を早く進めるべき。 ・代替案はどれを見ても、時間も金もかかり、早期に安全安心を待ち望む者としては現在の計画を推進すべきと考える。 ・コスト重視であれば、「ダム＋河道改修」が最良であることが明確である。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回のサンルダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北海道開発局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・なお、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりたいと考えています。
治 10	<p>地域のダムについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・剣淵町は平成21年度に西岡ダムが完成し、洪水が発生しなくなったことで農作物への被害、民家の被害が心配いなくなり、町民も大変喜んでる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見として承ります。

表 6.2.7 寄せられたご意見と検討主体の考え方

パブリックコメント 意見募集期間【H23.6.10～H23.7.11】

No.7

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【具体的な新規利水対策案のご提案】		
該当無し		
【複数の新規利水対策案に係る概略検討及び抽出に対するご意見】		
利 01	<p>必要な開発量の確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下川町はあらたに130m3/日を必要と述べていますが、余剰がある状態なので新たにサンルダムからの水道水を必要とする根拠はない。 ・名寄市の20%前後の漏水率の改善(これはいずれにしても行わなければならない)を講じればダムに依存しなくても済む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意志があるか、開発量として何m3/sが必要か、また、必要に応じて、利水参画者において水需要計画の点検・確認を行うよう要請する。その上で、検討主体において、(既)必要量の算出が妥当に行われているかを確認する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・本検証の検討主体である北海道開発局は、サンルダムの利水参画者である名寄市、下川町に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要か確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。この資料に基づき、北海道開発局において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行っています。 ・下川町の必要な開発量は下川町「第5期総合計画」の定住人口、近年の実績等をもとにし、水道施設設計指針に沿って算出されていることを確認しています。 ・名寄市上水道の漏水については、名寄市において今後とも老朽管の更新や管路維持に力を注ぎ、現状の80%程度の有効率を、水道事業計画の目標において有効率90%まで改善することを見込んでいます。 ・上記の内容については、「第3回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料3」に示しています。

表 6.2.8 寄せられたご意見と検討主体の考え方

パブリックコメント 意見募集期間【H23.6.10～H23.7.11】

No.8

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
利 02	<p>概略検討により棄却したサンダルダム以外の新規利水対策案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海水淡水化や水系間導水などがありますが、広大な天塩川流域では現実離れしている案が多いと感じる。 ・ダムと地下水以外の対策案は検討のための検討をしているとは思えない。 ・忠烈布ダム等を利用する案や海水を淡水にする案は、コストが高く実現性に乏しいため、代替案になっていない。 <p>等</p>	<p>「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「利水代替案については、(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせて検討する。」「概略検討により利水代替案(略)抽出し、(略)総合的に検討する。」と規定されています。</p> <p>これに基づき、「サンダルダム以外の新規利水対策案」については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示された13の方策を適用性を考慮して海水淡水化、水系間導水、地下水取水、ダム再開発など10案を立案し、概略検討において、「海水淡水化案」、「水系間導水案」、「ダム再開発案」等6案はコスト、実現性の観点から棄却しています。</p> <p>・上記の内容については、「第4回サンダルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料 4-2」に示しています。</p>
利 03	<p>概略検討により抽出したサンダルダム以外の新規利水対策案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水利用の代替案は、地盤沈下や水質の問題など考えられ、適当とは思わない。 ・地下水についても、安定供給と水質に課題があり、地下水位低下などの影響も未知数で費用も高く、自治体や地元を無視した計画である。 <p>等</p>	<p>「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「利水代替案については、(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせて検討する。」「概略検討により利水代替案(略)抽出し、(略)総合的に検討する。」「(略)立案した利水対策案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略)1)目標(略)2)コスト(略)3)持続性(略)4)地域社会への影響(略)5)環境への影響」と規定されています。</p> <p>これに基づき、「サンダルダム以外の新規利水対策案」については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示された13の方策を適用性を考慮して海水淡水化、水系間導水、地下水取水、ダム再開発など10案を立案しました。</p> <p>・概略検討においてコスト、実現性の観点から「地下水取水案」など4案を抽出し、コスト、水質、安定供給、地下水位低下、地盤沈下等への影響について、評価軸「目標」の「どのような水質の用水が得られるか」、「評価軸「コスト」、評価軸「持続性」の「将来にわたって持続可能といえるか」、評価軸「地域社会への影響」の「事業地及びその周辺への影響はどの程度か、地域間の利害の衡平への配慮がなされているか」及び評価軸「環境への影響」の「地下水位、地盤沈下や地下水の塩水化にどのような影響があるか」において評価しています。</p> <p>・上記の内容については、「第4回サンダルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 4-2、5-2」に示しています。</p>

表 6.2.9 寄せられたご意見と検討主体の考え方

パブリックコメント 意見募集期間【H23.6.10～H23.7.11】

No.9

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
利 04	<p>既得水利権を転用する等の新規水利対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水利権の振り替えは、現況水利権でも不足している中、関係利水者との調整はさきわめて困難で費用も掛かる。現実には無理と思う。 ・従来自衛隊が有していた天塩川の水利権を用いた天塩川からの給水や少量の地下水取水などによる対策を講じればダムに依存しなくて良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「利水代替案については、(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせて検討する。」「概略検討により利水代替案(略)抽出し、(略)総合的に検討する。」と規定されています。 ・これに基づき、「サンルダム以外の新規水利対策案」については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示された13の方策を適用性を考慮して海水淡水化、水系間導水、地下水取水、ダム再開発など10案を立案しました。 ・既得水利の合理化・転用については、概略検討において関係する事業者に既得水利の合理化・転用にかかる事業予定等の見通しを聞いたところ、現時点では、これらの見込みがないことを確認していますが、陸上自衛隊名寄駐屯地には名寄市上水道への接続要望があることから、同駐屯地が有している既得水利権を転用しつつ、必要とする開発水量の不足分を地下水で取水することとし、「既得水利権の転用+地下水取水案」を代替案として立案し、評価しています。 ・上記の内容については、「第4回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料 4-2」に示しています。

表 6.2.10 寄せられたご意見と検討主体の考え方

パブリックコメント 意見募集期間【H23.6.10～H23.7.11】

No.10

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
利 05	<p>発電事業への影響について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代替案はダムが発電へ影響を与える場合がある。影響の「有無」についての比較検討を追加すべき。 ・東日本大震災や原発関連の被害を思うと、ダム電力も重要なエネルギー施策になると思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サンルダムには、発電事業が参画していますが、この参画については、ほくでんエコエナジー株式会社からの申請に基づき行われているものです。この発電は、発電専用の貯水容量を持たずに、他の水利用等の目的で放流する水を利用して行われるいわゆる「従属発電」であり、他の目的が効果を発揮することを前提として事業が成立しているものです。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持以外の目的（発電（他の水利使用に從属するものを除く。）等については（略）目的に応じた検討を行う。」と規定されています。サンルダムの発電は「他の水利使用に從属するもの」に該当することから、これに基づき、サンルダムの従属発電は目的別の検討の対象とせずに検討を行っています。 ・なお、「今後の治水対策に関する有識者会議」が「中間とりまとめ」に関して平成22年7月に意見募集等を行い、その結果が「今後の治水の対策のあり方について中間とりまとめ（案）」に関する意見募集の結果について」として同年9月に公表されています。ここでは「発電専用容量を持たない従属発電については、新規利水対策案の評価において、例えば、発電を目的として事業に参画している者への影響の程度について評価することとします。」との同有識者会議の考え方が示されています。 ・この考え方に沿って、サンルダムの従属発電については、新規利水及び流水の正常な機能の維持対策案の検討の際にそれぞれ評価しております。 ・なお、概略検討において利水参画者であるほくでんエコエナジー株式会社に新規利水対策案について意見聴取したところ、「提示された複数の利水対策案については、いずれも現計画と同様の発電出力および発電電力量を得ることが難しいことから容認できるものではない」との意見を頂いております。 ・上記の内容については、「第4回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料 5-2、5-3、参考資料2」に示しています。

表 6.2.11 寄せられたご意見と検討主体の考え方
 パブリックコメント 意見募集期間【H23.6.10～H23.7.11】 No.11

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
利 06	<p>サンルダムへの賛否に関するご意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水と共に現ダム計画案を推進し、早期に安定供給体制の確立により地域発展し、安心して暮らせるようになることを望む。 ・確実に取水が出来、一番早く早く出来る現在の計画が妥当と思う。 ・現在のダムによる計画以外では、時間も金もかかり、住民負担が増えることが心配がある。 ・いずれの対案もダム事業に要する経費を大きく上まわっているため、仮にそのような方法を取った場合、課題解決は「不可能」と考えらえる。 ・水利権をたてにダム建設を強要する国土交通省の対応を改善すべき。現在の人口の推移を考えれば長期的に水道水利用が減少するのは明らか。一時的なことのためにダム建設を推進することは考え直すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・サンルダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北海道開発局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されるときにも検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・名寄市及び下川町の新規開発水量については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「検討主体は、利水参画者に対し、開発量として何m³/s必要かを確認することも、その算出が妥当に行われているか確認の上、その量を確保することを基本として立案する。」と規定されており、これに基づき、名寄市及び下川町に対し、ダム事業参画継続の意思はあるか、開発量としてどれだけ必要かを確認を行ったところ、引き続き、これまでと同量の開発量で事業参画を継続したい旨の回答と必要となる開発量の算定根拠がわかる資料を提供していただきました。この資料に基づき、北海道開発局において必要量の算出が妥当に行われているか等について確認を行っています。この内容については、「第3回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料3」に示しています。 ・なお出来るだけ速やかに「対応方針(案)」をとりまとめたいと考えています。
利 07	<p>地域のダムについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西岡ダムの完成により、水不足が解消され、各地域で運営している水道組合にも供給が可能となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見として承ります。
【具体的な流水の正常な機能の維持対策案のご提案】		
該当無し		

表 6.2.12 寄せられたご意見と検討主体の考え方
パブリックコメント 意見募集期間【H23.6.10～H23.7.11】

No.12

意見 番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
【複数の流水の正常な機能の維持対策案に係る概略検討及び抽出に対するご意見】		
流01	<p>流水の正常な機能の維持の必要性について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渇水時に主としてサケやサクラマス等の産卵が損なわれなくなることを目指すこととしているが、ダムがない現在でも渇水年にサクラマスなどが減少したという報告はない。また、サンル川にダムができればサクラマスが激減する。ダムは生き物を守る環境保全の効果をもつのではなく、河川の正常な機能を失わせるもの。このような流水の正常な機能の維持を目的としたサンルダムはまったく不要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・流水の正常な機能の維持とは、舟運、漁業、景観、塩害の防止、河口閉塞の防止、河川管理施設等の保護、地下水の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持等のために河川の流水が本来有する機能のことを言います。 ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から、河川整備計画で想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として対策案を立案する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・天塩川水系河川整備計画では、サケやサクラマスの産卵等を含む動植物の生息・生育環境の保全や、流水の清潔の保持等を考慮して「流水の正常な機能を維持するために必要な流量」を真動別地点でかんがい期最大概ね6.0m³/s、非かんがい期概ね5.5m³/sと設定されており、これを達成する対策案を立案しています。 ・サンルダムの建設によるサクラマスへの影響については、評価軸「環境軸「環境への影響」の「生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」において評価しています。 ・上記の内容については、「第4回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料 5-3」に示しています。

表 6.2.13 寄せられたご意見と検討主体の考え方
 パブリックコメント 意見募集期間【H23.6.10～H23.7.11】 No.13

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
流 02	<p>河道外貯留施設、ダム再開発案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダム再開発案については関係者間の調整が必要であり、現実的ではなく、実現性が乏しい。 ・河道外貯留は計画ダム予定地内にため池(貯水池)を作る案(約470億円)で、ダム事業費(約250億円)の1.7倍もの費用を掛ける案は論外である。 	<p>検討主体の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「利水代替案については、(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせ検討する。」「概略検討により利水代替案(略)抽出し、(略)総合的に検討する。」「(略)立案した利水代替案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略)2)コスト(略)3)実現性」と規定されています。 ・これに基づき、サンルダム建設事業の検証に係る検討においても、サンルダム以外の流水の正常な機能の維持対策案については、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に示された13の方策を適用性などを考慮して河道外貯留施設、ダム再開発案など4案を立案しました。 ・概略検討においてコスト、実現性の観点から抽出した「河道外貯留施設案」「ダム再開発案案」の費用、関係者との調整については、評価軸「コスト」の「完成までに要する費用はどのくらいか」及び評価軸「実現性」の「関係する河川使用者の同意の見通しはどうか」において評価しています。 ・上記の内容については、「第4回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料 4-3、5-3」に示しています。
流 03	<p>水系間導水案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水系間導水案については関係者間の調整が必要であり、現実的ではなく、実現性が乏しい。 ・水系間導水は既往の利水者や関係機関の反発のみならず、費用対効果からも疑問で絵に描いた餅。 ・雨量発電所からの導水の活用は、発電効率から常時通水していいないため、必要な時に必要な水の通水は困難である。(可能にするには減電補償が追加になる。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」において、「流水の正常な機能の維持の観点から(略)検討にあたっては、必要に応じて、i)の利水代替案やii)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」「利水代替案については、(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせ検討する。」「概略検討により利水代替案(略)抽出し、(略)総合的に検討する。」「(略)立案した利水代替案を、河川や流域の特性に応じ、以下の1)～6)で示すような評価軸で評価する。(略)2)コスト(略)3)実現性」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・「水系間導水案」の費用、関係者との調整については、評価軸「コスト」の「完成までに要する費用はどのくらいか」及び評価軸「実現性」の「関係する河川使用者の同意の見通しはどうか」において評価しています。 ・水系間導水については、現状において、雨量発電所から常時通水されていないことから、調整池を設けて発電に支障を与えない対策案を立案しています。そのため、減電補償については発生しないものと考えています。 ・上記の内容については、「第4回サンルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料 5-3」に示しています。

表 6.2.14 寄せられたご意見と検討主体の考え方

No.14

パブリックコメント 意見募集期間【H23.6.10～H23.7.11】

意見番号	ご意見を踏まえた論点 (下段は、論点に対応するご意見の例)	検討主体の考え方
流 04	<p>既得水利の合理化・転用による対策案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既得水利の合理化・転用は、可能であればとづくに検討しているはずで、それが出来ないから現計画になったもの(夏場の濁水は顕著である。) ・既得水利の合理化・転用案については関係者間の調整が必要であり、現実的ではなく、実現性が乏しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目(1)において、「流水の正常な機能の維持の観点から(略)検討にあたっては、必要に応じて(1)の利水代替案や(2)の利水に関する評価軸の関係部分を参考とする。」「利水代替案については、(略)河川や流域の特性に応じ、幅広い方策を組み合わせて検討する。」「概略検討により利水代替案(略)抽出し、(略)総合的に検討する。」と規定されており、これに基づき検討を行っています。 ・既得水利の合理化・転用については、概略検討において関係する事業者に既得水利の合理化・転用にかかる事業予定等の見通しを聞いたところ、現時点では、これらの見込みがないことを確認していません。 ・このことから、「既得水利の合理化・転用案」については、概略検討において実現性の観点から棄却しています。 ・上記の内容については、「第4回サンプルダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 資料 4-3」に示しています。
流 05	<p>流水の正常な機能の維持の便益について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流水の正常な機能の維持は効果を計算できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「流水の正常な機能の維持」の便益は、既得用水の安定確保や河川環境の改善など、その効用を数値化することが困難なものであり、一般的にダムの「流水の正常な機能の維持」の便益については、代替法を標準に算定されています。
流 06	<p>サンプルダムへの賛否に関するご意見について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何度も同じ検討がされている。地域住民の願いは早期ダム完成。 ・事業の早期実現の必要性、経費の最小化、実現性、住民賛同を考えれば、ダム事業が最も効果的であることは明らか。 ・費用、時間、関係者との調整を考えると、ダムが現実的。 ・用地買収と家屋移転が完了し、環境整備も進行中で、費用面も他の案と比べて少額であり、また、治水・利水の対策も十分であり、クリーンエネルギーとしての水力発電を完備することにより、総合的に判断して、現行のサンプルダム計画案が最良と考える。 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サンプルダム建設事業の検証は、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」がとりまとめた「中間とりまとめ」を踏まえて、国土交通大臣から北海道開発局に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう、指示されることにも検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・なお、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。

6.3 意見聴取

今後、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取を実施し、その結果等について記述する予定。